# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳発行管理事務に係る特定個人情報保護 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、身体障害者手帳発行管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県知事

## 公表日

令和5年1月4日

[平成30年5月 様式3]

# 項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	身体障害者手帳発行管理事務	
②事務の内容	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の台帳を管理し手帳を発行する。 市町村で受付と本人確認を行った申請について、法に定める障害に該当することを医師の診断書に基 づいて審査し、手帳の交付を行っている。 障害者関係情報については、情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サー バーへの副本の登録を行う。	
③対象人数	<選択肢>	
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	身障・療育手帳交付システム	
②システムの機能	・身体障害者手帳発行管理事務の身体障害者手帳所持者などに関する情報を管理している。 ・管理している情報のうち身体障害者手帳交付台帳ファイルについての情報は、個人番号を併せて管理 している。 ・身体障害者手帳交付台帳ファイルについては、情報提供対象であるため、中間サーバーへの登録及 び庁内への提供を行うためのファイルの出力を実施する。なお、庁内への提供は団体内統合宛名システムを利用して実施する。	
③他のシステムとの接続	<ul><li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ]庁内連携システム</li><li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>[ ]宛名システム等</li><li>[ ]税務システム</li><li>[ ]その他 ( )</li></ul>	
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	団体内統合宛名システム	
②システムの機能	・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。 ・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。 ・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ]既存住民基本台帳システム         [ ]宛名システム等       [ ]税務システム	

システム3		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・特定個人情報を副本として、維持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )	
システム4		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載します。	
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 都道府県の執行機関への情報提供 ・都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示 ・法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 ・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 ・代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )	
システム5		
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11
5. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 項番10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55,56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)
6. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉部総合リハビリテーションセンター
②所属長の役職名	センター長
7. 他の評価実施機関	

ı

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

#### 1. 特定個人情報ファイル名 身体障害者手帳交付台帳ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> へ選択版グ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 ②対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] ③対象となる本人の範囲 ※ 身体障害者手帳発行管理事務の申請者 ・身体障害者福祉法施行令第9条により、身体障害者の手帳交付情報を管理することが定められている その必要性 ため。 ・身体障害者手帳発行管理事務を実施する上で、身体障害者の認定情報が必要であるため。 <選択肢> 2) 10項目以上50項目未満 1) 10項目未満 ④記録される項目 [ 50項目以上100項目未満 ] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ・識別情報 [ O ] 個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ 〇 ] その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 「 ]連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報 \*業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ]健康·医療関係情報 〕医療保険関係情報 「 】児童福祉・子育て関係情報 「 **〇** 〕 障害者福祉関係情報 ]生活保護·社会福祉関係情報 [ ]介護·高齢者福祉関係情報 ]雇用·労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校·教育関係情報 ] 災害関係情報 ) ] その他 ( 身体障害者福祉法施行令第9条により、身体障害者に係る身体障害者手帳交付について記録した台帳 その妥当性 を備えることとされており、その記載項目を記録する必要があるため。 全ての記録項目 別添1を参照。 5保有開始日 平成28年1月 ⑥事務担当部署 福祉部総合リハビリテーションセンター

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[〇]本人又は本人の代理人
		[ ]評価実施機関内の他部署 ( )
		[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )
		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
		[ ]民間事業者 ( )
		[ ]その他( )
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
@1 <b>+</b> +	-24	[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム
②入手方	<b>法</b>	[  ]情報提供ネットワークシステム
		[ ]その他( )
③使用目	65 ×	身体障害者福祉法施行令第9条により、身体障害者に係る身体障害者手帳交付について記録した台帳
	ти ж	を備えることが定められているため。
	使用部署	
④使用の主体	)主体 使用者数	<選択肢>
		o/ 500/(5/= 1/500/(5/= 1/500/(5/= 1/500/(5/= 1/500/(5/= 1/500/(5/= 1/500/(5/= 1/500/(5/= 1/500/(5/= 1/500/(5/=
⑤使用方法		・身体障害者福祉法第15条第4項による審査に基づいて身体障害者手帳を交付し、身体障害者福祉法
		施行令第9条第1項に基づき交付に関する事項について身体障害者手帳交付台帳として記録する。交付に関する事項は、番号法上情報提供対象情報として定められているため、本人から申請時に取得した
		個人番号と紐付けて管理を行う。
	情報の突合	情報提供のみのため、行っていない。
⑥使用開始日		平成28年1月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 2)件
		身障·療育手帳交付業務委託
①委託内容		・特定個人情報データを取り扱う書類の収受・チェック・仕分け作業を行う。 ・特定個人情報を含む情報を参照し、身障・療育手帳交付システムのデータ登録作業を行う。 ・登録した特定個人情報の照合、印刷、発送準備等を行う。
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委詞	托先名	株式会社日東テクノブレーン
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項2~5	
委託	事項2	身障・療育手帳交付システムサポート管理業務委託
①委託内容		・システムに関するサポート業務 ・システム障害に係る復旧作業 ・システムの軽微のプログラム修正 等
②委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		ミツイワ株式会社関東営業部
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項3	
①委詞	托内容	
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項4	
委託事項5		

委託事項6~10 委託事項11~15 委託事項16~20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている (	
12 六 19年407日 無	[ ] 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番10(情報提供)	
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給 又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
6提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
© IZE IX 73 7A	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	随時	
提供先2~5		
提供先2	都道府県知事	
提供先2 ①法令上の根拠	都道府県知事 番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供) 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの	
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供) 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供) 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供) 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供) 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供) 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者  [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供)  児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供)  児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供)  児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供方法	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供) 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択阪> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度 提供先3	番号法第19条第8号 別表第二項番14(情報提供) 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者  [〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ] その他 ( )  随時 都道府県知事又は市町村長	

④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	随時
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番16の2(情報提供)
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	随時
提供先5	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番20(情報提供)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期・頻度	随時

提供先6~10		
提供先6	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番27(情報提供)	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )	
⑦時期·頻度	随時	
提供先7	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番28(情報提供)	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )	
⑦時期·頻度	随時 	
提供先8	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番31(情報提供)	
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	

@#####	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	随時
提供先9	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番54(情報提供)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者 に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
砂旋供力法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	随時
提供先10	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番55(情報提供)
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金 関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金 等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少证</b> 供刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	随時
提供先11~15	

提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番56の2(情報提供)
②提供先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務で あって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	随時
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番57(情報提供)
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期·頻度	随時
提供先13	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番79(情報提供)
②提供先における用途	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者

⑥提供方法	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	随時
提供先14	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理 を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番85の2(情報提供)
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令 で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IZE IX 73 7A	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	随時
提供先15	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番106(情報提供)
①法令上の根拠 ②提供先における用途	
	番号法第19条第8号 別表第二項番106(情報提供) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二項番106(情報提供) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの    今後では、
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二項番106(情報提供) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの    本障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの   本臓
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二項番106(情報提供) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの    本語
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号 別表第二項番106(情報提供) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの    本障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの   本機
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二項番106(情報提供) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの    本語
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号 別表第二項番106(情報提供) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの    本語
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第8号 別表第二項番106(情報提供) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者  [〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ

提供先16	都道府県知事又は市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番108(情報提供)		
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者		
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線		
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
· 沙淀供力法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙		
	[ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度	随時		
提供先17	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番116(情報提供)		
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の 支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
②提供先における用途 ③提供する情報	支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる	支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの 〈選択肢〉 1) 1万人未満		
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる	支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満		
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの  <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者		
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者  [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線		
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる 本人の  ⑤担ける情報の対象となる 本人の  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  身体障害者手帳に関する情報であって主務省令で定めるもの  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム		

移転先1	埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条で定める移転先		
①法令上の根拠	埼玉県個人番号の利用に関する条例		
②移転先における用途	埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条で定める事務		
③移転する情報	埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条で定める情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲			
	[ <b>O</b> ] 庁内連携システム [ ] 専用線		
<b>⑥移転方法</b>	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
@19+A7J7A	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙		
	[ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度	随時		
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20			
6. 特定個人情報の保管・	消去		
保管場所 ※	<ul> <li>特定個人情報は、執務室内に設置されたシステムのデータベース内に保存される。</li> <li>・執務室は退庁時に施錠される。</li> <li>・機器はワイヤーロックにより固定され、盗難防止の措置がとられているほか、USB機器等の接続が禁止されている。</li> <li>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>		
7. 備考			

### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

#### 身体障害者手帳交付申請受付台帳

受付番号、受付事由(新規、障害名・程度変更、再交付、変更、県内転入、県外転出、死亡、非該当、その他、審議会諮問)、受付日、決裁日、手帳交付番号、初回交付日、管轄福祉事務所、本人個人番号、本人氏名、本人苗字カナ、本人名前カナ、本人性別、本人生年月日、本人本籍地、本人都道府県コード、本人住所コード、本人漢字住所、保護者氏名、保護者苗字カナ、保護者名前カナ、続柄、保護者都道府県コード、保護者住所コード、保護者漢字住所、摘要、却下年月日、照会年月日、審議会諮問年月日

#### 身体障害者手帳交付台帳

区分(新規、障害名・程度変更、再交付、変更、県内転入、県外転出、死亡、非該当、その他、審議会諮問)、手帳交付番号、旧手帳番号、初回交付日、再交付日、変更返還日、本人個人番号、本人氏名、本人苗字カナ、本人名前カナ、本人性別、本人生年月日、本人本籍地コード、本籍地名、本人都道府県コード、本人都道府県名、本人住所コード、本人住所漢字、福祉事務所コード、福祉事務所名、審議会番号、保護者氏名、保護者苗字カナ、保護者名前カナ、続柄、保護者都道府県コード、保護者都道府県名、保護者は所コード、保護者漢字住所、転入元コード、転出先コード、転出先名、障害コード、保護者漢字住所、転入元コード、転出先コード、転出先名、障害コード、障害名、障害区分、障害区分名、等級、総合等級、種別、視力右、視力左、聴力右、視力左、備考1、備考2、審議会諮問区分、審議会諮問番号、交付番号、一部審議会、審議会障害区分、審議会障害区分名、指定医の意見、審議会結果、審議会結果年月日、再認定障害区分、再認定障害区分名、再認定年月、再認定文書番号、再認定督促文書番号、再認定処理年月日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

身体障害者手帳交付台帳ファイル

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対 象者が含まれるリスクを低減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や、 不要な箇所に黒塗りを行う等の対応を徹底する。

・業務遂行にあたって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない 特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情 報を取得しないよう指導している。

・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底している。 リスクに対する措置の内容

・他機関への文書照会等を行う場合は回答用の書式を添付し、必要のない情報が回答されないように する。

・業務遂行にあたって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない 特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情 報を取得しないよう指導している。

・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底している。

リスクへの対策は十分か

特に力を入れている

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

(情報システムにおける措置) ・当該事務を行う職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与し、か月ごとに更新することとしている。また、業務上必要性のない情報項目については保存している。 ・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。 <統合宛名システムにおける措置> ・情報照会によって取得した特定個人情報については、事務ごとに独立した領域に保存した紐付けは一切行わない仕組みとしている。 ・各事務が情報提供のために統合宛名システムに登録した情報については、照会者元の可能な情報のみを参照できるようアクセス制限を行う。		服項目については保存しないこととし 通じて職員に徹底する。 独立した領域に保存し、事務を超え		
リスクへの対策は十分か		[ 十分である	<選択肢>   1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーサ	が認証の管理 アンティア	[ 行っている ]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	・当該事務に関係する職員一人で ワードは3か月ごとに更新するこ	ひとりに対してIDを発行し、パスワ- こととしている。	ードによる認証を行っている。パス

・ID及びパスワードについては、他人に知られることがない方法で管理するよう徹底している。

その他の措置の内容	・個人番号を取り扱うシステムは、専用パソコンにより、インターネットから分離されたネットワークで利用する。 ・IDに関する処理は、システム管理者が実施する。 ・異動、退職等で当該事務に関係しなくなった職員のIDについては、異動後速やかにに無効化することとしている。 ・ユーザIDの発行及び無効化については、書面による記録を行い、実際に発行されているユーザIDやその利用者と齟齬がないことを1ヶ月毎に確認している。確認は、システム管理者ではない担当課長以上の職員が実施する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない			
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク				
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[ 定めている ] <選択肢> 1)定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	・特定個人情報を含む機密情報の取り扱い者については、埼玉県個の措置)、第10条(従事者の義務)、第66条及び第67条(罰則)につい者に限るよう定めている。 ・特定個人情報を含む機密情報を取り扱う業務については、作業場所必要な措置を講じるよう定めている。 ・特定個人情報を含む機密情報の複製や持出、送信等については、原・発注者から提供された特定個人情報を含む機密情報については、第るいは発注者立ち会いの下に廃棄するべきことを定めている。 ・特定個人情報を含む機密情報の取扱状況について、発注者が必要を行えることとしている。	て説明を受け、誓約書を提出した 「等を特定し、情報セキュリティに 原則として禁止している。 美務終了後に複製とともに返還あ	
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [ 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行ってい 3)十分に行っていない	vる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	・再委託は原則として禁止しているが、やむを得ない場合は、再委託が情報を含む秘密事項の使用や管理上の要件について明示した、作業させた上で、書面により許諾している。		
その他	也の措置の内容			
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
		〒(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[ ]提供・移転しない	
	:不正な提供・移転が行			
	国人情報の提供・移転 るルール	[ 定めている ] <選択肢> 1)定めている	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合はることとしており、中間サーバーの情報提供のログを定期的に確認す。・	ることとしている。 ら	
その他	也の措置の内容			
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	

·定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対る措置

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ 〇 ] 接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	つれるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク		
リスクに対する措置の内容	<業務担当課における措置> ・中間サーバー・ソフトウェアの自動提供相の提供の要求にのみ対応する。 ・中間サーバー・ソフトウェアのの特定個のもりまた。を確認を実施することとしている。  <統合の名システムにおける措置> ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバー・ソフトウェアにおける情で、いてて判断し、それ以外の項目については中で判断し、それ以外の項目については中で判断し、それ以外の項目については中では情報提供機能により、情報提供機能により、情報提供機能により、情報提供機能により、情報提供情報になり、情報と自動で生成して送付することに対応している。 ・情報を自動で生成しては自動応答を行わ格に、送信内容を必めて確認し、提供をリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機をリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機実施した職員、時刻、操作内容の記でいる。 ・中間サーバーの職員認証・権限ではより、計算を対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限で理機をリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限では対応している。・中間サーバーの職員認証・権限では対応している。・中間サーバーの職員認証・権限では対応している。・中間サーバーの職員認証・権限では対応している。・中間サーバーの職員認証・権限では対応している。・中間サーバーの職員に対応している。	人情報の登録は、不正な提供を登録に先立って、間違った情報が登録は、不正な提供を登録に先立って、間違った情報が同様によって、間サーバーに送信しない仕組を間サーバーに送信しない仕組を問からに、情報提供機能により、たりかして、情報提供機能によりを見けるの要求であるかチェックを見けるの要求であるかチェックを見けるのでは、1000年間では、1000年間では、1000年間では、1000年間では、1000年間では、1000年間では、1000年間では、1000年間では、1000年間では、1000年間では、1000年間では、1000年間では、1000年間には、1000年間	で防止する機能を備えた統合宛が提供されることがないよう事前で、提供可能な情報項目についるとしている。  リストを情報提供ネットワークショを施している。 際には、情報提供ネットワークを設定し、精報提供ネットワークをしている。 際には、情報提供ネットワークによがなしている。 と受領し、対応している。 と受領し、対応している。 とのといるの提供されを持定個人情報が不正に提供される。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用
- することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバー・プラットフォームを利用する団体で合っても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故 周知	女発生時手順の策定・	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし	
	その内容		
	再発防止策の内容		
そのfl	也の措置の内容		
リスクへの対策は十分か [ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている : 3)課題が残されている		<sup>1                                   </sup>	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。			

8. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査			
9. 従業者に対する教育・	<b>答</b>			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢>   1)特に力を入 3)十分に行っ	れて行っている 2) 十分に行っている ていない	
具体的な方法	いる。 ・本評価書に示したリスクに対・本評価書に示したリスクに対ている。 ・職員に対して自己点検シート着を図っている。 <中間サーバー・プラットフォー・IPA(情報処理推進機構)が対を作成し、中間サーバー・ブ	する措置について、[事務する措置について、新任の する措置について、新任の を提供し、情報セキュリテク ームにおける措置> 是供する最新の情報セキュ プラットフォームの運用に携	に関する事項を取り上げ、解説するよう 処理手引き]に記載している。 )職員に対する研修において解説するよ (の確保のための適切な取り組みの啓 リティ教育用資料等を基にセキュリティ わる職員及び事業者に対し、運用規則( 回)及び随時(新規要員着任時)実施す	うにし 発や定 教育資 接続運

### 10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
①請求先	埼玉県総合リハビリテーションセンター 上尾市西貝塚148-1 048-725-0216		
②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関または県政情報センターに提出する。		
③法令による特別の手続			
④個人情報ファイル簿への不 記載等			
2. 特定個人情報ファイルの	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	埼玉県総合リハビリテーションセンター 上尾市西貝塚148-1 048-725-0216		
②対応方法	問い合わせの受付時に記票し、対応内容を記録に残す。		

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価		
①実施日	令和2年3月27日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)	
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】	
①方法		
②実施日・期間		
③主な意見の内容		
3. 第三者点検【任意】		
①実施日		
②方法		
③結果		

# (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム 団体内統合宛名システム システム2 ②システムの機能	機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であるを確認した上で、個人番号の団体内統合をで中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果や申間サーバーから取得し、表示・出力を行う。・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上でを非別を指して、情報提供可能な副本として登録、文字コードの変換を行った上で中間である。・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報	・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報	事前	記載内容の見直し

平成28年2月1日	報ファイルを取り扱う事務にお	・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。・特定個人情報を副本として、維持・管理する。・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・特定個人情報を副本として、維持・管理する。・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	I基本情報 4. 個人番号の 利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11	番号法第9条第1項 別表第一 項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第11条	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	トワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、 28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第16号、第28条第1号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者の保 護者	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	事前	記載内容の見直し

平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	・身体障害者福祉法施行令第9条により、身体障害者の手帳交付情報を管理することが定められているため。・身体障害者手帳発行管理事務を実施する上で、身体障害者の認定情報が必要であるため。・身体障害者福祉法第15条により身体障害者手帳の交付申請について、申請者が15歳未満の場合は、その保護者が代わって申請するものとされており、身体障害者福祉法施行規則第5条、第6条により、その保護者の氏名、続柄及び現住所を身体障害者手帳及び身体障害者手帳交付台帳に記載することになっているため。	・身体障害者福祉法施行令第9条により、身体障害者の手帳交付情報を管理することが定められているため。 ・身体障害者手帳発行管理事務を実施する上で、身体障害者の認定情報が必要であるため。	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第5号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者 ・身体障害者手帳発行管理事務の申請者の保 護者	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1		埼玉県個人番号の利用に関する条例で定める 移転先	事後	条例の制定
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	埼玉県個人番号の利用に関する条例	事後	条例の制定

平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における 用途		番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に 定める事務	事後	条例の制定
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報		番号法第19条第7号に基づく別表第二第四欄に 定める情報	事後	条例の制定
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<ul><li>・身体障害者手帳発行管理事務の申請者</li><li>・身体障害者手帳発行管理事務の申請者の保護者</li></ul>	・身体障害者手帳発行管理事務の申請者	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	(別送1)特定個 人情報ファイ	更竹番号、受竹事田(新規、障害名・程度変更、再交付、変更、県内転入、県外転出、死亡、非該当、その他、審議会諮問)、受付日、決裁日、手帳交付番号、初回交付日、管轄福祉事務所、本人個人番号、本人氏名、本人苗字力ナ、本人名前力ナ、本人性別、本人生年月日、本籍地、本人都道府県コード、保護者個人番号、保護者氏と、保護者苗字カナ、保護者名前カナ、続柄、保護者ず空位所、培要、却下午日日、昭会在日日、安全、	身体障害者手帳交付申請受付台帳 受付番号、受付事由(新規、障害名・程度変 更、再交付、変更、県内転入、県外転出、死亡、 非該当、その他、審議会諮問)、受付日、決裁 日、手帳交付番号、初回交付日、管轄福祉事務 所、本人個人番号、本人氏名、本人苗字カナ、 本人名前カナ、本人性別、本人生年月日、本人 本籍地、本人都道府県コード、本人住所コード、 本人漢字住所、保護者氏名、保護者苗字カナ、 保護者名前カナ、続柄、保護者都道府県コー ド、保護者住所コード、保護者漢字住所、摘要、 却下年月日、照会年月日、審議会諮問年月日		記載内容の見直し

平成28年2月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	区分(新規、障害名・程度変更、再交付、変他、震力、県外転出、死亡、非該当、その他、審議会諮問)、手帳交付番号、旧手帳番号、小型で付り、変更、其の大人民名、本人情報等。以上,本人的一个,不是是是一个,不是是是一个,不是一个,不	県内転入、県外転出、死亡、非該当、その他、審議会諮問)、手帳交付番号、旧手帳番号、の一、ので付日、変更返還日、本人個号、本人氏名、本人苗字カナ、本人名前カナ、本人性別、本人生年月日、本人生年月日、本人生が、本人性別、本人生年月日、本人は都祉事務が出る、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、本人は一下、、には一下、、には一下、、には、本、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	事前	記載内容の見直し
-----------	---------------------	--	--	----	----------

平成28年2月1日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報 提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルールの 内容及びルール遵守の確認 方法	・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしている。・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしている。・情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等行うことを防止するため、業務システムから個指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部に憶媒体に書き込む方とはできる端方にしている。・上記の内容について事務処理手引きに記載をの機合を通りて贈りにする。	・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしており、中間サーバーの情報提供のログを定期的に確認することとしている。・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報することとしており、団体内統合宛名システムを使用することとしており、団体内統合宛名システムをしている。を提供する場合は、統合宛名システムをしており、団体内に確認することとしており、団体内に確認することとしており、団体内に確認することとしている。・情報提供ネットワークあるいは統合の名システムの情報を表してがあるいまない。ままでは、独自にファイルを出力して、公の外部したの外で情報を持ち出せないようにしきに、いる。まお記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、一般なび内部監査において、提供・移転のルルが遵守されているかを確認することしている。	事前	記載内容の見直し
平成29年3月30日	I基本情報 6. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	高木 博史	丸山 徹	事後	人事異動
平成29年3月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月(予定)	平成29年1月	事後	時点修正
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19余第7号 別表第一項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第6号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第4号と、第3号、第31条第1号、第4号を第1号、第30条第1号、第31条第1号、第4号系第1号、第4号系第1号、第4号系第1号、第4号系第1号、第4号系第1号、第4号系第1号、第52条第1号、第4号系第2号(第2号)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第3号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第6号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第59条の2第1号へ、第2号から第4号	事後	主務省令の制定

平成29年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使 用 特定個人情報の使用にお けるその他のリスク及びその リスクに対する措置	_	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であ り、重要な変更に当たらない ため
平成29年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 特定個人情報の 保管・消去におけるその他の リスク及びそのリスクに対する 措置	_	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない ため
平成30年3月29日	要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19余第7号 別表第一項番16、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第3号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第6号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号イ、第5号が、第6号イ、第4条第1号、第4号(第5号)、第6号号、第42条第1	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116(情報提供)番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第6号ホ、同条第6号、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4イ、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第2号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成31年3月28日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	センター長 丸山 徹	センター長	事後	記載事項修正

平成31年3月28日	I 基本情報 5. 需要法提供 ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19余第7号 別表第一項番10、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116(情報提供)番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第28条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号イ、第55条第2号ト、第43条の4イ、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第2号ト、同条第55条第2号ト、同条第55条第2号ト、同条第55条第2号)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、20、27、28、31、54、55,56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の41号イ、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号十、同条第6号二、同条第1号ト、同条59条の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19余第7号 別表第一項番10、27、28、31、54、55,56の2、57、79、106及び116(情報提供)番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第28条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号十、第4号イ、第55条第2号ト、同条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第2号ト、同条第54号口、第255条第2号ト、同条第55条第2号)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、20、27、28、31、54、55,56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第6号、第14条第1号イ、同条第2号イ、同条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第34条の41号/、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の制定

令和2年3月30日	要 5 特定個人情報の提供・	番亏法別衣第一の規定に基づき、番亏法別衣第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第6号、第1条第1号イ、同条第2号イ、同条第5号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号の第1号、第42条第1号、第43条の41第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の41	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、高条第2号ハ、第4号、第31条第1号、第42条第1号、第3条第1号、第5号八、第5号八、第6号一、第42条第1号、第3条第1号、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の制定
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項3	身障・療育手帳交付システム改修業務委託	削除	事後	改修を行わなくなったものであり、重要な変更に当たらない ため
令和2年3月30日	V評価実施手続 1.基礎項目 評価 ①実施日	平成27年3月24日	令和2年3月27日	事後	時点修正
令和3年3月30日	ワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	28、31、34、35,36002、77、79、85002、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、20条第2号イ、同条第2号イ、同条第3号、第28条第1号イ、第28条第1号イ、第28条第1号	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第21条第1号イ、同条第2号イ、回条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号、第4号、第31条第1号ハ、第6号ハ、第6号ハ、第5号へ、第4号、第43条の41号イ、第53条第1号ト、同条第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、同条55号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の改正

令和3年3月30		番号法第19宋第7号 別衣第一項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第49年の、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第2号へ、同条第4号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第31条第1号口、第5号八、第4号条第1号口、第5号、第39号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3号、第3	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55,56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、不第21条第1号イ、同条第2号、1号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号、第31条第1号ハ、第7号イ、第42条第1号、第31条第1号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1号、第43条の41号イ、第53条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の改正
令和3年3月30	II 特定個人情報ファイルの概 田 要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 保管場所	ターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バッ	> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない ため

令和3年3月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供 ネットワークとの接続 リスク 2:不正な提供が行われるリス ク リスクに対する措置の内容	トランス 下ムから大手に、中間リーハーにも 格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個 人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供表別・情報提供を行う際には、情報と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、所会内容に対応した情報を自動で生成して送れるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応した情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可に、送には、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応が成し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるが、大きなのでは、ログアウトを実施した職員認証・権限管理機能では、ログアウトを実施した職員認証・権限管理機能では、ログアウトを実施した職員、に対していては、のは、大きに対した職員では、大きに対した。	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 >・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも明明合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間、照合当ないであるかが表現であるがあり、情報とは、情報を表別であるが、情報にはより、情報提供をであるがあり、情報提供をであるが、情報提供を行う際には、情報提供を行う際には、情報と情報をしてが応した情報を自動で生成してきれるのとが、特定個人情報を自動で生成してきれるりに対応した情報を自動で生に提供を行うとで、特定の方で、特定の方で、特定の方で、特定の方で、特定の方で、特定の方で、特定の方で、特定の方で、特定の方で、特定の方で、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大き	車後	対策強化・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更に当たらないため
-----------	--	--	--	----	-----------------------------------

令和3年3月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必	ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス		対策強化・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更に当たらないため
令和3年3月30日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対 する教育・啓発 具体的な内 容	を美施することとしている。  ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く  場合は、運用規則等について研修を行うことと	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育周資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更に当たらない ため

令和3年12月27日	I基本情報 4. 個人番号の 利用 法令上の根拠	命令 第11条	番号法第9条第1項 別表第一 項番11	事後	「特定個人情報保護評価指針 の改正」(令和3年2月5日)に 伴う変更
	I基本情報 5.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第二 項番10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55,56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)	事後	番号法の改正、 「特定個人情報保護評価指針 の改正」(令和3年2月5日)に 伴う変更 及び 記載事項修正
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無	3件	2件	事後	記載事項修正
令和3年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 1件	提供を行っている 17件	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号に基づく別表第二第一欄に 定める照会者	市町村長	事後	記載方法の変更

令和3年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号户、同条第2号へ、同条第4号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、00条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第7号イ、第42条第1号、第31条第1号ハ、第7号イ、第42条第1号、第31条第1号八、第55号八、第6号八、第55号八、第5号号、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号	番号法第19条第8号 別表第二項番10(情報提供)	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における 用途	番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に 定める事務	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	番号法第19条第7号に基づく別表第二第四欄に 定める情報	身体障害者手帳に関する情報であって主務省 令で定めるもの	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2~17		追加	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1		埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条 で定める移転先	事後	文言修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における 用途	番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に 定める事務	埼玉県個人番号の利用等に関する条例第四条 で定める事務	事後	文言修正

移転先1 ③移転する情報
--------------